



# 磐田用水

第47号

令和3年5月1日  
発行

令和3年4月1日現在

組合員数：4,402人

賦課面積：2,922ha



## ごあいさつ

理事長 永田 勝美

磐田用水広報第47号発刊にあたりご挨拶申し上げます。

組合員の皆様には日頃より改良区の運営、用水事業にご理解ご協力いただき心よりお礼申し上げます。

長引くコロナ禍により収束の先が見えない状況の中、自分の身体は自分で守らなければいけないと感じているところです。昨年3月の第130回通常総代会より新型コロナ対策の為、出席者を制限しての開催としております。先日開催されました第133回通常総代会におきましても、約半数に出席者を制限して開催したところでございます。全員出席で開催できるよう今後のコロナ対策が重要であると考えます。大変な状況の中ご出席いただいた総代の皆様、書面議決にご協力いただきました総代の皆様方に改めてお礼を申し上げます。

さて令和3年度より浅羽揚水機場の国営応急対策事業が始まり、現在同意徴集が開始されました。多くの組合員の皆様のご理解を得て順調に進行しているようです。このような事業ができるということは多額の予算を国が確保してくれたおかげであり、大変有難く感じております。

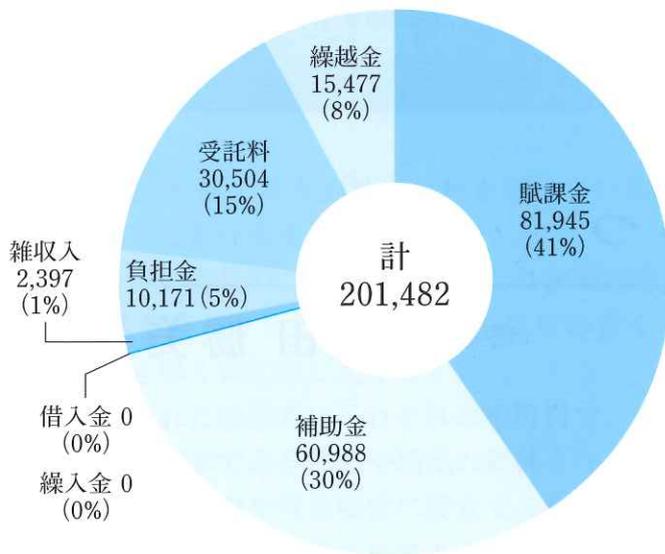
また、この応急対策事業が完了する頃には次は磐田用水全体の更新事業であります国営二期事業がスタートすることとなります。同意徴集についても今回浅羽機場約850haであります、磐田用水全体では約3,000haの同意徴集となり、役員をはじめとして各地域の多くの皆様にご協力をお願いすることになると思います。大規模事業を円滑に進めるためにも、田の貸し借りをを行った際には、各市町の農業委員会にて利用権設定等の手続きをしていただけますようお願い申し上げます。

一方、近年は天竜川の水の濁りが非常に問題になっております。磐田用水でもシルト質を含む水で末端機場の浚渫土がとて多くなるなどの問題が発生しております。国営二期事業では沈砂機能付きの調整池を作るなど用水の濁りの対策についても何度も国へ要望しております。このように地元としても必要なことはしっかりと国へ要望していき、事業を進めたいと考えますので、組合員の皆様方からも施設の要望等あればご意見いただき、これからの土地改良事業にご理解ご協力いただければ幸いです。

## 令和元年度 一般会計決算額

収入の部

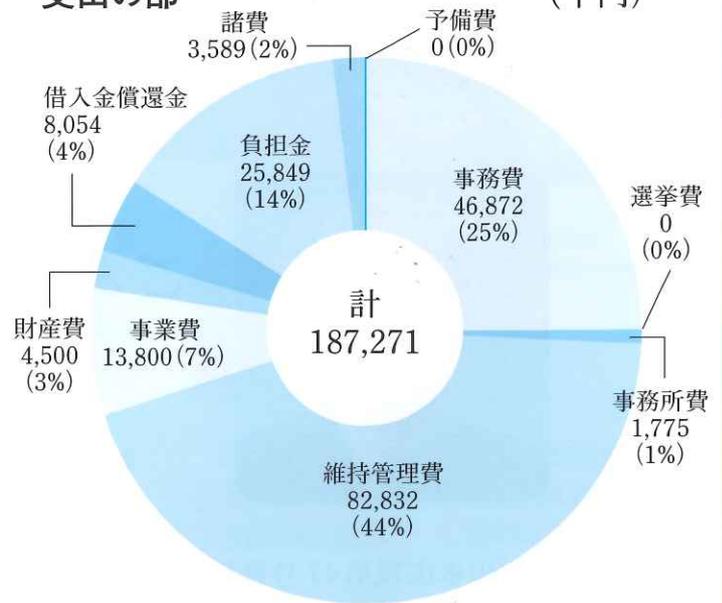
(千円)



## 187,271千円

支出の部

(千円)



令和2年度への繰越金 14,209(千円)

## 令和元年度 特別会計決算額

職員退職給与積立金現在高	61,842,999 円
農地転用決済金現在高	268,958,701 円
財政調整基金積立金現在高	25,232,934 円
自動車償却積立金現在高	3,304,501 円

令和2年度末 借入金現在高 **33,055,165 円**

## 令和3年度 一般会計予算額

収入の部

(千円)

款	予 算 額
1 賦 課 金	81,565
2 補 助 金	61,960
3 借 入 金	10,626
4 繰 入 金	1,570
5 雑 収 入	1,283
6 負 担 金	11,252
7 受 託 料	27,537
8 繰 越 金	8,000
<b>計</b>	<b>203,793</b>

## 203,793千円

支出の部

(千円)

款	予 算 額
1 事 務 費	45,450
2 選 挙 費	2
3 事 務 所 費	3,588
4 維 持 管 理 費	83,424
5 事 業 費	13,974
6 繰 出 金	4,002
7 借 入 金 償 還 金	6,201
8 負 担 金	38,791
9 諸 費	6,861
10 予 備 費	1,500
<b>計</b>	<b>203,793</b>

# 改良区全体のうごき

## 浅羽揚水機場応急対策事業の 法手続きが開始しました

令和3年度の事業着工に向けて、国との手続きや地元同意徴集が開始されました。同意徴集にあたっては地元水利組合を中心とした推進員の方々にご協力いただき概ね順調にご同意いただいております。パイプラインでの水供給を継続するための重要な事業となりますので浅羽・豊浜地区の方々には是非ご理解いただけますようお願い申し上げます。



## 「天竜川下流二期地区」スケジュールが見直しされました

これまで数年に亘り地区調査を実施してきましたが、令和7年度着工に向けてスケジュールが見直しされ、これから具体的な実施設計に向けて事業計画の精査をする運びとなりました。改良区では既設水路の改修を基本とし、利水調整施設の新設や河川の土砂流入対策についても今後も強く要望していきます。

また、事業実施の際には組合員の皆様の同意が必要となります。田への配水に関わる重要な事業ですので是非ご理解いただけますようお願い申し上げます。



## 「令和2年度静岡県農林水産業功労者表彰」にて 大場副理事長が表彰されました

静岡県農林水産業振興会(会長:静岡県知事)が、本県農林水産業の生産性向上及び農林水産業者の所得増大を図る上で功労のあった個人及び集団を表彰するもので、令和2年度は33名の方が受賞しました。

令和2年11月4日に静岡県庁にて表彰式が開催され、当改良区大場副理事長が表彰されました。

## 令和3年度 新規採用職員紹介

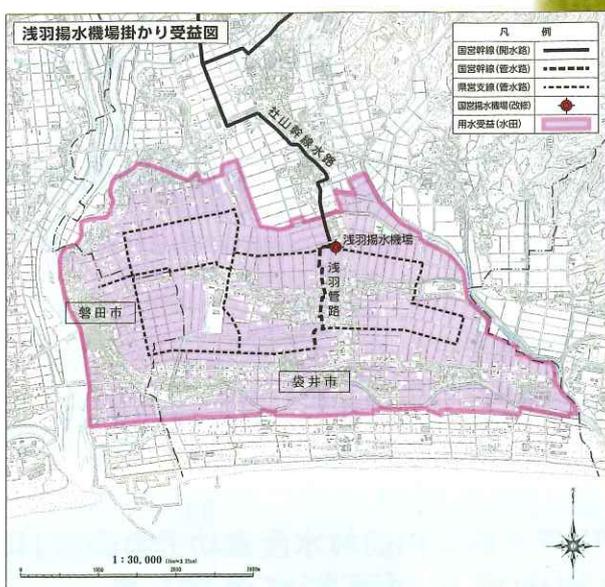
いたくら ゆり  
板倉 由林

今年度より、磐田用水東部土地改良区で働かせていただきます。農業に対する知識が今はまだ多くはないですが、これからより勉強して理解を深めていきます。また、社会人としての自覚を持ち積極的に業務に臨んでいきます。そして一日でも早く地域に貢献できるよう日々努力していきます。



# 事業係よりお知らせ

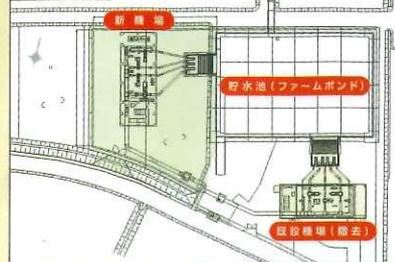
## 国営施設応急対策事業 天竜川下流地区 浅羽揚水機場の 改修がスタートしました



既設機場を使用しながら貯水池西側に新機場を建設します。

- ① 工事期間中も既設機場の使用は可能です。
- ② 新機場建設後に既設機場を取壊します。

計画平面図



注：本図面は令和2年9月時点のものであり、変更する場合があります。

浅羽・豊浜地区約860haの田に水を供給する浅羽揚水機場は造成から約40年経過による老朽化や、落雷等による施設の故障、建屋の耐震対策不足等が懸念されていました。

天竜下流二期事業に先駆けての対策が必要であるとの要望により、国で事業費21億円の予算が認められ、さらに国、静岡県、袋井市、磐田市が事業費を全額負担することで農業者の負担なしでの更新事業が実現しました。

令和3年度より法手続きを開始しており、令和4年度中に事業計画の確定、令和5年度より工事着工し、令和6年度中に完成となる見通しです。



▲地元説明会



▲地元水利組合打合せ



昨年は梅雨期間が長く、7月に集中豪雨、8月には全く降雨なしという極端な天気でした。用水としては7月に水を使わない分、8月に最大量取水しましたが、どの田でも一斉に水が必要となるため末端圃場では水不足が発生しました。年間水量には余裕がありましたが、耕作には苦勞された年であったと思います。今年も通水に関しては特に問題なく例年通り行う予定ですが、近年の異常気象に対応できるよう、皆様の日頃からの水管理や節水へのご協力をお願いします。

## 大雨警報後の取水制限にご協力ください

台風や集中豪雨等、大雨警報発令時は規程により船明ダムからの取水を大幅に減少させるよう定められています。警報解除後は速やかに再通水するよう努めておりますが、大雨や台風の後には、大型のゴミが水路に落下したり、倒木や水路の破損等の危険がありますので十分な安全確認の後に通水となります。警報解除から一両日中は田への取水ができない場合もありますのでご了承ください。

## 景観保全助成金制度をご活用ください

景観保全助成金制度とは、磐田用水で管理するべき用水路敷地の草刈りを地元でやっていただいた場合、一定の要件を満たして申請していただくと1mあたり25円を助成する制度です。毎年約20団体がこの制度を活用して用水敷地の管理にご協力いただいております。

制度のご利用を希望される場合は事前に現地調査して面積を算出しますので、まずはお相談ください。



要件

- ① 団体(グループ)であること
- ② 年2回まで
- ③ 事前にご相談いただいた上で草刈りを実施すること
- ④ 上記①～③を満たした上で12月10日までに申請書を提出すること

# 庶務係よりお知らせ



## 1. 賦課金の納入について

- (1) 10a当りの賦課金 2,800円
- (2) 賦課期日 4月1日
  - ・4月に入ってから除斥は、当年分の賦課金が発生しますのでご了承ください
  - ・4月に入ってから組合員変更は翌年度からの反映となりますのでご了承ください
- (3) 徴収期日 年2回 1期：5月末日 2期：11月末  
年額12,000円未満の方は年1回(1期のみ)です

※現金納付の方は、2期分の賦課通知書も5月に一括送付しておりますので、紛失されないようご注意ください。

## 口座振替による賦課金の納入についてお願い

口座振替は、現在組合員の約90%の方が利用されています。ぜひご利用下さい。

- 取扱金融機関
- |                |             |
|----------------|-------------|
| ● 静岡県内の各農業協同組合 | ● 静岡銀行      |
| ● スルガ銀行        | ● 浜松いわた信用金庫 |
| ● 島田掛川信用金庫     | ● ゆうちょ銀行    |



● 口座振替依頼書は、当改良区に用意してありますので、ご連絡下されば郵送致します ●

**休耕、転作等で用水利用が無い場合でも賦課金がかかります。**

## 2. 除斥手続きについて

改良区の受益地として台帳に記載されている土地について、農地転用等除斥する場合は、除斥手続きと除斥料の納付が必要です。公共事業(道路拡幅、河川改修、命山の造成 等)の用地買収の場合にも除斥料の納付がされない限り賦課金がかかり続けますので、必ずお手続きをお願いします。

転用除斥料(決済金) 1㎡当り 230円

田を畑や宅地にしたり、公共事業買収をした際に除斥手続きをしないまま、その後相続した際に事情がわからず、水利用がないのに毎年賦課金が発生している等といったお問い合わせが非常に多いです。後世のトラブルとならないよう確実にお手続きをお願いします。

※土地売却に伴う農地転用決済金は譲渡費用として認められます

土地を売却された際に土地改良区へ支払われた決済金は、一定の要件を満たす場合は所得税が減額される場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

### 3. 組合員変更手続きについて

磐田用水の土地台帳の変更は、法律により、組合員からの届け出によってのみ変更されます。  
農業委員会や登記の手続きが完了しても、土地改良区の台帳は届出があるまで変更されません。

農地中間管理機構の仲介による貸借でも変更の手続きは必要です。

(平成31年の法改正により、農地中間管理機構から改良区への通知によって変更手続きとすることができるようになりました。機構又は個人いずれかからの申請は必要ですので、どちらが手続きするか等については機構又は市町村担当課へお問合せください。)

**特に次のような場合には必ず組合員変更のお手続きをお願いします。**

田の売買・  
耕作異動

住所や氏名の  
変更

組合員の死亡  
(相続)

ご連絡頂ければ届出用紙をお送りします。またホームページからのダウンロードもできます。

土地改良区の組合員は、法律上の原則として

- ①自身の土地を自身で耕作されている方
- ②利用権や中間管理機構等により農業委員会へ届出して土地を借りて耕作している方
- ③上記に当てはまらない場合は土地所有者となります。

つまり農業委員会等への届け出なしで田を借りて耕作している場合は、法律上は改良区組合員とはなりません。改良区設立より長年が経過し、これらの原則と実態が乖離してきており、全国的な課題となっています。

田の貸し借りをを行う際には、磐田用水への組合員変更と併せて農業委員会への届け出をお願いします。特に地域の担い手農家に田を貸す場合は、農業委員会への届け出の有無をよくご確認ください。

#### ●ホームページについて

磐田用水ホームページ(<http://www.iwatou.com>)では、水に関する緊急のお知らせの掲載や、各種申請書のダウンロード等が可能となっております。是非ご利用ください。



#### ●メール配信サービスについて

用水の緊急情報をメールにてお知らせしております。上記ホームページから登録できますので是非ご登録ください(迷惑メール対策されている方は@iwatou.comからのメールを受信できるよう設定が必要です)

# 磐田用水・寺谷用水 水源地「感謝米」取組10周年



天竜区  
感謝米贈呈



### 感謝米贈呈先

天竜森林組合  
水窪森林組合

長野県塩尻市

長野県駒ヶ根市  
長野県喬木村

平成23年度より水源地で森林を守っている方々に感謝米を寄贈しております。

組合員の皆様のご理解ご協力により水源地感謝米の取組が10年目を迎えました。役員総代をはじめ多くの方にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

贈呈された感謝米はそれぞれの市町村で、天竜川下流地域からの感謝米であることや地元の森林を守ることの大切さを伝え、学校教育や社会福祉に役立てられています。

今後も取組を継続できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

本年も10月末日を〆切として感謝米を募集いたします。ご協力いただける方は是非とも事務局までご連絡ください。

## これまでの歩み 水源地感謝米 寄贈実績 (1俵=60kg)

年度	磐田用水	寺谷用水	合計
H23	12俵	—	12俵
H24	17俵	19俵	36俵
H25	20.5俵	23.5俵	44俵
H26	22俵	23.5俵	45.5俵
H27	22俵	26俵	48俵
H28	22俵	26俵	48俵
H29	22俵	26俵	48俵
H30	23俵	28俵	51俵
R1	24俵	32俵	56俵
R2	23.5俵	36.5俵	60俵

### 今年も水窪森林組合様から 新米(感謝米)が寄贈されました

水窪森林組合様のご厚意により、磐田用水東部土地改良区様(袋井市)、寺谷用水土地改良区様(磐田市)からの感謝米が今年もさくほの里へ寄贈されました。  
平成24年から続く皆様のご厚意に感謝申し上げます。



▲水窪(森林組合から老人ホームへ)

天竜川下流の水源地に感謝米を寄贈する。森林組合へ新米贈呈の日、磐田用水東部土地改良区(袋井市)と寺谷用水土地改良区(磐田市)の両方の森林組合員にて新米(感謝米)をさくほの里へ寄贈しました。天竜川から取水する高改良区が〇二二年から合同

(磐田市)と磐田用水東部土地改良区(袋井市)は、四日、磐田市天竜区のうちの森林組合員にて新米(感謝米)をさくほの里へ寄贈しました。天竜川から取水する高改良区が〇二二年から合同

地元の池田農家に呼び掛け、今年約100kgの感謝米を寄贈しました。寺谷用水の池田農平理事長、磐田用水東部の水田勝美理事長が天竜区役所を訪れ、天竜森林組合の和田直樹組合長に感謝状を呈しました。和田理事長は「多雨と暑さ、害虫の被害で作柄芳しくありませんが、水源地を守る人々への感謝の気持ちを込めて、感謝米を寄贈させていただきます。区内の社会福祉協議会、天竜地区センターへ引き渡し、区内の高齢者の配給させていただきます。(南坂大朗)

▲天竜区感謝米贈呈記事



▲水窪森林組合から社協へ

## 感謝米

「感謝米」は、水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。

「感謝米」は、水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。

「感謝米」は、水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。水源地で森林を守っている方々に感謝の気持ちを込めて贈呈する米です。

▲喬木村の小中学校より

▲駒ヶ根市長から感謝状



水土里ネットいわた用水(磐田用水東部土地改良区)

〒437-0043 静岡県袋井市新池3001 TEL.0538-42-3175 FAX.0538-42-3176

Email:info@iwatou.com http://www.iwatou.com/ いわた用水

検索